

公 示 日 : 2023 年 3 月 29 日 (水)

調達管理番号 : 22a01027

国 名 : モンゴル

担 当 部 署 : 社会基盤部都市・地域開発グループ第 2 チーム

調 達 件 名 : モンゴル国トウヴ県フシグ谷の新都市の開発に係る投資促進及び経済自由地域関連法制度整備支援プロジェクト詳細計画策定調査 (産業政策/経済特区)

適用される契約約款 :

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務 (役務) が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 産業政策/経済特区
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2023 年 5 月中旬から 2023 年 7 月中旬
- (2) 業務人月 : 現地 0.70、国内 0.50、合計 1.20
- (3) 業務日数 : 準備期間 現地業務期間 整理期間
5 日 21 日 5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 2023 年 4 月 12 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ
◇ 専用アドレス (e-propo@jica. go. jp)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2022 年 4 月)」の「別添資料 11 業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2023年4月21日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	産業政策／経済特区に係る各種調査
対象国及び類似地域	全途上国
語学の種類	英語

* 語学の証明書に関しまして、TOEICのIPテストによるスコアレポートも可とした暫定運用は2022年9月末にて終了していますので、ご注意ください。なお、CASECやJICA専門家検定による認定書は、従来より認定の対象外となっていますので、提出（添付）いただく必要はありません。

(詳細：https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118_02.html)

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

モンゴルは豊かな地下資源を持つ広大な国土を有し、ロシアと中国と多くの国境を接する地域の安定に重要な位置づけにある内陸国である。人口や経済活動の首都への一極集中が顕著であり、都市環境や渋滞の悪化等が継続的な課題となっている。国際的な資源価格の変動の影響を大きく受ける鉱業中心の経済構造の多角化を図り、首都ウランバートルの一極集中を是正しつつ地域開発を促進することが重要な課題となっている。

モンゴル政府は、2050年までの長期開発政策「長期開発ビジョン2050」（2020年）に9つの目標を掲げ、COVID-19からの社会経済の再生にむけた「新再生政策」（2021年）においても6つの課題に焦点を当てており、一貫して一極集中の是正、地域開発の重要性、産業開発の必要性を国の重要課題とされている。これらの上位政策を具現化すべく、ウランバートルの衛星都市として新都市開発が構想され、2022年4月に国家大会議（国会）により「フシグ谷（新ゾーンモード）開発マスタープラン」が承認された。

フシグ谷は、ウランバートルの中心から約30km南にあり円借款「新ウランバートル国際空港建設事業Ⅰ及びⅡ」を受け建設され、2021年に開港した新ウランバートル国際空港を含む地域であり、およそ3万ヘクタールを対象に計画されている。また、モンゴル政府は2022年に同地域内で1千ヘクタールの経済特区開発に関する法律を国家大会議（国会）で承認している。

フシグ谷開発マスタープランでは同地域への大学や行政関連施設の移転、物流拠点、商業・産業関連施設、自由経済地域（経済特区）、居住地区の整備などが計画されている。

本事業は、同マスタープランの実施に向け必要な実施体制の確立、法整備、投資環境の改善、関係機関の能力強化を行うことで投資を誘致しつつ地域開発を促進することで、同地域及び経済特区の開発の推進を図るものである。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2023年5月中旬～2023年5月下旬）

① 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）

の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、モンゴル側関係機関（C/P 機関等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。

- ② プロジェクトの PDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operations) 案の担当分野関連部分を検討する。
- ③ 対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間（2023 年 5 月下旬～2023 年 6 月中旬）

- ① JICA モンゴル事務所等との打合せに参加する。
- ② モンゴル側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③ 担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 関連各組織の現状を分析する。
 - (a) 関連各組織の所掌業務に関する文献をアップデートする。
 - (b) 関連各組織の所掌業務についてヒアリングする。
 - (c) 関連各組織の部署別人数、各人の教育のバックグラウンド、業務経験について情報収集する。
 - (d) 産業政策／経済特区における関連各組織の関与について、文献及びヒアリング結果等に基づき分析する。
 - イ) 関連する上位計画・政策に係る情報収集・分析を行う。
 - ウ) 関連する法制度に係る情報収集・分析を行う。
 - エ) 関連するモンゴル政府事業及び他ドナー支援事業について情報収集・分析を行う。
- ④ 担当分野における課題の分析と対応策を検討し、協力概要案を提案する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 空港周辺への産業誘致や開発途上国の経済特区等の日本及び他国の事例をレビューし、関連する法整備・優遇制度や体制構築について分析・整理を行う。
 - イ) 産業誘致・投資誘致に向けた国内・外国企業の関心や課題認識について既往調査のレビューやインタビューを通じて情報収集・整理を行う。
 - ウ) 経済特区（自由経済地域）の関連法の条項や内容をレビューし、改善や検討が必要事項の整理を行う。これらの課題において参考になる他国事例などがあれば分析・紹介する。
 - エ) 他の団員、特に都市計画・地域開発団員と協議し、誘致産業の検討や同地域の開発方針を検討し、MP のビジョン・コンセプト、社会経済フレームワーク等のレビューを行う。

- オ) 上記検討による課題の整理を基に、協力における成果や活動について提言する。
- ⑤ プロジェクトの枠組みに係る協議に参加し、支援する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 団内協議や、モンゴル側との協議において、産業政策／経済特区の観点から助言、提案を行い、論理的な結論が見出せるよう支援する。
- ⑥ 担当分野に係る PDM 案、PO 案、M/M 案の作成に協力する。
- ⑦ 担当分野に係る現地調査結果を JICA モンゴル事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間（2023 年 6 月中旬～2023 年 7 月中旬）

- ① 事業事前評価表（案）作成に協力する。
- ② PDM 案、PO 案、R/D (Record of Discussions) 案の作成に協力する。
- ③ 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ④ 担当分野に係る詳細計画調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書（和文 3 部）

2023 年 7 月 14 日（金）までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を添付し、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月-12 月追記版）」（以下同じ）の「Ⅹ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇄ウランバートルを標準とします。

10. 特記事項

（1） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は2023年5月24日～6月13日を予定しています。
JICAの調査団員は本業務従事者より数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前もしくは同時に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が他のコンサルタント団員とのみ現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 都市計画／法制度（JICAが別途契約するコンサルタント）
- エ) 産業政策／経済特区（本コンサルタント）
- オ) 評価分析（JICAが別途契約するコンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA モンゴル事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上：日本語⇄モンゴル語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ：JICAが必要に応じアレンジします。なお、JICA団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

（2） 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料をJICA社会基盤部都市・地域開発グループから配付しますので、imgge@jica.go.jp宛にご連絡ください。
 - ・コンタクトミッション出張報告書
 - ・新ゾーンモ都市開発マスタープラン（仮和訳）
- ② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・モンゴル国新ウランバートル国際空港周辺都市開発に係る情報収集・確認調査（2022年2月）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000046881.html>
- ・モンゴル国 国家総合開発計画策定プロジェクトファイナルレポート和文要約（2021年12月）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12341772.pdf>

③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA モンゴル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨

を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上